

各 大 学 長
各 短 期 大 学 長
各 高 等 専 門 学 校 長
各 専 修 学 校 長
殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕
(印影印刷)

平成27年度における各学校から返還者への文書送付等について（依頼）

本機構の奨学金事業に対して、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

すでにご承知のとおり、奨学金事業は、学生が経済的に自立し大学等で学ぶことを支援する重要な教育施策となっております。

現在の厳しい財政状況において、この事業を維持継続し、さらに発展させていくためには、かつて奨学金を活用して学んだ卒業生等から次の奨学生への資金のリレーがますます重要な要素となり、そのために本機構は手を尽くして取り組んでいるところです。

こうした本機構としての取組に加え、各学校と本機構との連携に関しても今回改めて見直しを行い、昨年度（平成26年度）において初めて着手した各学校から返還者への文書送付等の取組について、その内容を見直し、規模を拡大して、全学校での実施をお願いすることといたしました。

貴職におかれましては、下記取組についてご検討いただくとともに、格段のご配慮とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 本取組の趣旨

- (1) 各学校におかれては、在学中におけるご指導の延長との位置付けで、卒業等の後社会に出た新規の返還者（初期の延滞者も含む）に対する取組として、お願いするものです。
- (2) 各卒業生等にとっては、現時点で、あるいは将来において、経済困難に陥るなどの場合に、速やかに本機構の窓口にご相談することで救済措置等を受けることができるよう、改めて意識してもらうことを目指したものです。

2. 学校へのお願い

- (1) 同封の「文例」により本機構が作成する文書を、平成27年12月に郵送してくださるよう、お願いいたします。
- (2) (1)に代え、「文例」を元に、各学校でそれぞれの学校からの文書としてふさわしい表現に改変し、作成された文書を、郵送（またはメール送信）していただく方法もお選びいただけます。
- (3) (2)の改変をされる場合、文書はあくまで「注意喚起」を目的とするものとし、返還督促や請求、支払の催促と受け取られることのないようご注意ください。
- (4) 本機構からの提供情報は、奨学金返還以外の目的に使用されないよう、お願いいたします。
- (5) 本取組に要する経費に関しては、恐縮ながら各学校のご負担でお願いいたします。
- (6) 詳細につきましては、同封の「事務処理手順」をご確認ください。

学校からの返還者への文書送付等についての専用ホームページを開設しています。
http://www.jasso.go.jp/shougaku_tantousya/info.html にアクセスしてください。
実施内容・発送期間・スケジュール・データのダウンロード内容等を掲載しています。

1. 10月中旬～10月26日(月) 意思確認の提出(学校)

○別紙「返還者への文書送付等に係る協力に関する意思確認について」を機構に提出
(FAX送信)してください。

○併せて、学校から返還者への働きかけの方法を選択していただきます。

ア) 機構が作成(印刷)した文書を郵送する

イ) 機構が作成する「文例」データを専用ホームページよりダウンロードし、これを元に学校
で作成した文書を郵送する

ウ) 機構が作成する「文例」データを専用ホームページよりダウンロードし、これを元に学校
で作成した文書をメールで送信する



2. 11月18日(水) 対象者情報の提供(機構)

「スカラAC」ホームページ(URL) <https://www.sas.jasso.go.jp/ac/> にアクセスし、専用ホームページを参考にスカラACより対象者のデータをダウンロードしてください。

対象者(平成27年3月貸与終了者及び在学猶予終了者で10月返還開始者(ただし平成22年4月以降採用者に限る))の情報は以下を予定しています。

[データ内容] 学校番号(区分)・学種・学細区分・学校名・学部学科・学籍番号
・奨学生番号・氏名・郵便番号・住所・貸与総額・口座加入状況 他

※ 1. でア) を選択した学校には、11月26日以降に、機構から学校宛に送付文書をお送りします。
なお、指定のサイズの封筒(裏面参照)をご用意ください。

※ 働きかけ文書は、振替口座(リレー口座)の登録漏れ、残高不足等の注意喚起を目的に上記の
対象者に発送するもので、発送対象者が奨学金を延滞していることを示すものではありません。



3. 11月下旬～ 「働きかけ」 発送文書の作成・発送準備(学校)

学校で文書を作成する場合は、学校が無用なトラブルに巻き込まれることのないよう「支払の催促」、
「請求」ないし「督促」と受け取られる文言・内容は加えないでください。

※ 「文例」に奨学金貸与事務(返還事務を含む)以外の内容を加えることは、個人情報の目的外
使用となるので避けてください。

※ 併用貸与者への送付文書は1通で結構です。



4. 12月14日(月) 前後 返還者へ発送(学校)

※ 郵送の場合は、遅くとも12月18日(金)までに投函(送信)してください。普通郵便でも可

※ メールシステムを利用する場合は、誤送信がないよう必ず確認のうえ発信してください。

12月28日(月) 奨学金の振替日



5. 1月29日(金) 件数報告〆切(学校)

平成28年1月29日(金)までに専用ホームページ掲載の報告用紙で発送件数及び
返戻件数をFAXで報告してください。

(送付先) FAX 03-6743-6667・6679 奨学事業戦略部

平成27年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕 殿

返還者への文書送付等に係る協力に関する意思確認について

先に送付のありました「平成27年度における各学校から返還者への文書送付等について（依頼）」（平成27年10月7日付学支返促第2028号）に係る取組みについて、下記のとおり協力します。

記

1. 返還者への文書送付等の働きかけにつき、次の方法を実施することにより、協力します（いずれか1つに○）。
 - ア) 機構が作成する文書を郵送
 - イ) 機構が作成する「文例」を元に作成した文書を郵送
 - ウ) 機構が作成する「文例」を元に作成した文書をメール送信
2. なお、実施にあたり、(独)日本学生支援機構からの提供情報は、奨学金返還以外の目的に使用しないこととします。

学校名

学校長・学長名

学校番号 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

(お問い合わせ) 返還部 返還促進課

TEL 03-6743-6086

(送付先) 下記FAX番号までご返信ください

FAX 03-6743-6667・6679

(送付期限) 平成27年10月26日(月)